

令和7年度版
高岡市

ほっと福祉

介護保険・

高齢者等福祉サービスの 手引き



介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

介護保険は、高齢者や障害者など、日常生活の自立が難しい人々のために提供される保険制度のことです。日本を中心に多くの国で導入されています。
介護保険は、被保険者が介護が必要な状態になった場合に、介護サービスや施設の利用費用を一部負担することで、その負担を軽減する目的で設けられています。

介護保険の保険証を大切に保管しましょう

介護保険の被保険者が利用するための証明書が「介護保険証」です。介護保険証は、介護サービスや施設を利用する際に提示し、適切なサービスを受けるため必要となります。
この証は、被保険者の基本情報や要介護度などが記載されており、その情報に基づいて介護サービスの提供や給付が行われます。介護保険証を持っていることで、必要なサービスを受ける際にスムーズに手続きが行えるようになります。
大切に保管しましょう。

● **65歳以上の方は**
65歳以上の方の場合は、特別な手続きを行わなくても誕生日を迎える月に市町村から自動的に交付されます。

● **保険証の有効期限は？**
有効期限はありません。介護(予防)サービスを利用するまで大切に保管してください。

● **40～64歳の方は**
要介護・要支援認定を受けた方に交付されます。

● **保険証が必要なとき**
・要介護・要支援認定を申請するとき
・ケアプランを作成するとき
・介護給付費の支給申請をするとき など

介護保険被保険者証	
被 保 険 者	番 号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生年月日
交付年月日	
保険者番号 並びに 保険者の名称 及び印	
〇〇市町村	

もくじ

1	介護保険制度のしくみ	4
2	介護保険料について	6
3	サービスを利用するには	
	介護(予防)サービスを利用するための手順	10
	要介護・要支援認定の申請から認定まで	12
	ケアプラン作成からサービス利用まで	14
4	介護保険で利用できるサービス	
	居宅サービス	16
	地域密着型サービス	21
	施設サービス	24
	福祉用具貸与・購入、住宅改修	28
5	利用者負担について	
	費用の支払い	30
	利用者負担額を軽減するために	31
6	地域包括支援センターのご案内	34
7	在宅支援サービス	36

発行	高岡市	編集／発行	株式会社鎌倉新書
		発行年	2025年4月



1 介護保険制度のしくみ

介護保険は、40歳以上の方が加入者(被保険者)となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護(予防)サービスを利用できる制度です。

介護保険加入者(被保険者) 年齢で2つの被保険者に分れます。

- 保険料を納める
- 要介護・要支援認定の申請
- サービスを利用し、費用(利用者負担割合)を支払う

65歳以上(第1号被保険者)の方

介護が必要であると「要介護・要支援認定」を受けた場合にサービスが利用できます。介護が必要となった原因は問われません。



(要介護・要支援認定の詳細▶第3章)

医療保険に加入している 40～64歳(第2号被保険者)の方



介護保険で対象となる病気(特定疾病※1)が原因で「要介護・要支援認定」を受けた場合に、サービスが利用できます。

● 保険証・負担割合証の交付 ● 認定や結果通知

● 介護保険料を納める ● 要介護・要支援認定の申請

地域包括支援センター

高齢者が地域で生活できるよう支援する拠点

- 高齢者等から相談を受け、内容に応じて支援

詳細▶第6章



連携

ケアマネジャー

介護サービスの相談窓口となる介護の専門家

- 依頼を受けてケアプランを作成
- サービスに関する相談を受け支援

詳細▶第6章

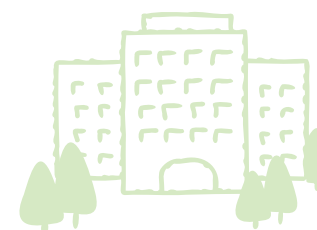


連絡調整

高岡市(保険者)

主な役割

- 介護保険料の算定・徴収
- 保険証・負担割合証の交付
- 要介護・要支援認定
- 保険給付 など



高岡市(保険者)が費用の7～9割を支払う

介護サービス・介護予防サービス提供事業者

利用者にあった介護サービスを提供

- 居宅サービス
- 地域密着型サービス
- 施設サービス など



(指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などがサービスを提供)

相談

支援

● サービスの提供 ● 費用の1～3割を請求

● サービスを利用 ● 費用の1～3割を支払う

CHECK

65歳以上(第1号被保険者)で一定所得以上の方は介護(予防)サービス等を利用するときの自己負担が2割または3割になります。 詳細▶第5章

3割負担となる方

本人の合計所得金額が220万円以上で同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額(※)」の合計が単身世帯で340万円以上、2人以上の世帯では463万円以上の人は負担割合が3割となります。

※合計所得金額とは、地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得と短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。

負担割合証

要介護・要支援認定等を受けた方、サービス・活動事業対象者には、利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。保険証とともに介護(予防)サービス等を利用するときに必要になります。

有効期限：1年間
(8月1日～翌年7月31日)



見本

負担割合(1～3割)が記載されます。

特定疾病とは ※1

介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、加齢による心身の変化に起因すると考えられる下記の16種類が指定されています。

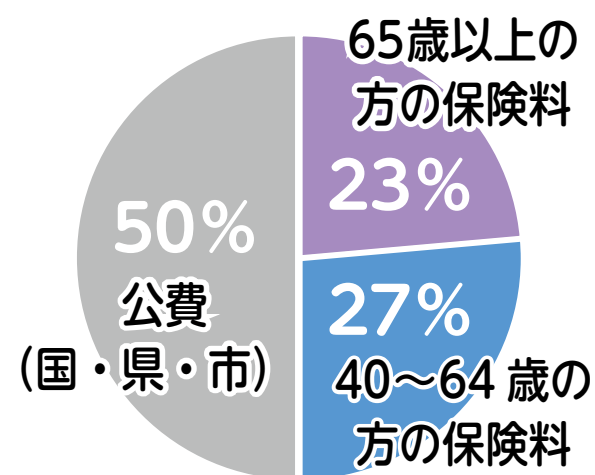
- | | | | |
|-----------------------------|---------------------------------|--|------------|
| ● 筋萎縮性側索硬化症 | ● 後縦靱帯骨化症 | ● 骨折を伴う骨粗しょう症 | ● 多系統萎縮症 |
| ● 初老期における認知症 | ● 脊髄小脳変性症 | ● 脊柱管狭窄症 | ● 早老症 |
| ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 | ● 慢性閉塞性肺疾患 | ● 脳血管疾患 |
| ● 関節リウマチ | ● 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | ● がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。) | ● 閉塞性動脈硬化症 |

2 介護保険料について

介護保険制度は社会全体で介護を支えることを目的に創設された公的保険制度です。
介護保険が健全に運営できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。

● 介護保険の財源

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源で、40歳以上の方が納めます。保険料が介護保険財源に占める割合は以下の通りです。



65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

$$\text{高岡市で必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%} \div \text{高岡市に住む65歳以上の方の人数} = \text{高岡市の基準額(年間) 77,900円}$$

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。
介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなりすぎないように本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

65歳以上(第1号被保険者)の方の保険料

高岡市の保険料基準額
(年額) **77,900円**

決め方 ▶ 基準額をもとに、所得等に応じて決まります。

所得段階		所得区分	負担率	年額保険料
世帯全員が非課税世帯の場合	第1段階	●生活保護受給者、老齢福祉年金 ※1 受給者 ●前年の課税年金収入額 ※2 と合計所得金額 ※3 の合計が80.9万円以下の方	基準額 ×0.3	23,400円
	第2段階	前年の課税年金収入額 ※2 と合計所得金額 ※3 の合計が80.9万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.5	39,000円
	第3段階	前年の課税年金収入額 ※2 と合計所得金額 ※3 の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.65	50,600円
世帯の誰かが課税されている場合	第4段階	前年の課税年金収入額 ※2 と合計所得金額 ※3 の合計が80.9万円以下の方	基準額 ×0.9	70,100円
	第5段階	前年の課税年金収入額 ※2 と合計所得金額 ※3 の合計が80.9万円を超える方	基準額	77,900円
本人が課税されている場合	第6段階	前年の合計所得金額 ※3 が120万円未満の方	基準額 ×1.15	89,600円
	第7段階	前年の合計所得金額 ※3 が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.25	97,400円
	第8段階	前年の合計所得金額 ※3 が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.5	116,900円
	第9段階	前年の合計所得金額 ※3 が300万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.75	136,300円
	第10段階	前年の合計所得金額 ※3 が400万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.85	144,100円
	第11段階	前年の合計所得金額 ※3 が500万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.95	152,000円
	第12段階	前年の合計所得金額 ※3 が600万円以上700万円未満の方	基準額 ×2.05	159,800円
	第13段階	前年の合計所得金額 ※3 が700万円以上の方	基準額 ×2.15	167,500円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 課税年金収入額 税法上課税対象の収入とされる公的年金等(非課税年金である遺族・障害年金を除く)の収入です。

※3 合計所得金額 合計所得金額とは、年金や給与等の収入から公的年金等控除額、給与所得控除額等を差し引いた額です。事業収入については、必要経費等を差し引いた額です。第1段階～第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、長期譲渡所得および短期譲渡所得については税法上の特別控除額を控除した金額を用いることとします。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

地域包括支援センターのご案内

在宅支援サービス

介護保険料の決まり方・納め方

●65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。
納め方は受給している年金※の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

※受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額**18万円未満**の方

→【納付書】や【口座振替】で各自納めます。



- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 高岡市から納付書を送付しますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替**が便利

です。
口座振替が便利

手続き

- ①介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
- ②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。



年金が年額**18万円以上**の方→年金から【天引き】になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます。(本徴収)

- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6か月後から1年後に介護保険料が天引きになります。



こんなときは、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など



40歳から64歳(第2号被保険者)の方の保険料

国民健康保険に加入している方

決め方 世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などに応じて世帯ごとに決まります。

納め方 医療分・後期高齢者支援金分と合わせて世帯主が納付します。
※なお、本人負担分と同額を国や県が負担しています。

職場の医療保険に加入している方

決め方 加入している医療保険ごとの算定方法で決まります。

納め方 医療保険料と介護保険料を合わせて納めます。
※原則として事業主が半分納めます。



介護保険料を滞納した場合は？

災害など特別な事情もなく介護保険料を滞納した場合、滞納した期間に応じて次の措置が取られることがあります。

納期限をすぎると… 督促が行われ、督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。

1年以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとから保険給付(費用の7～9割)を受けます。

1年6か月以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、給付が一時差し止められます。滞納していた保険料に充当する場合があります。

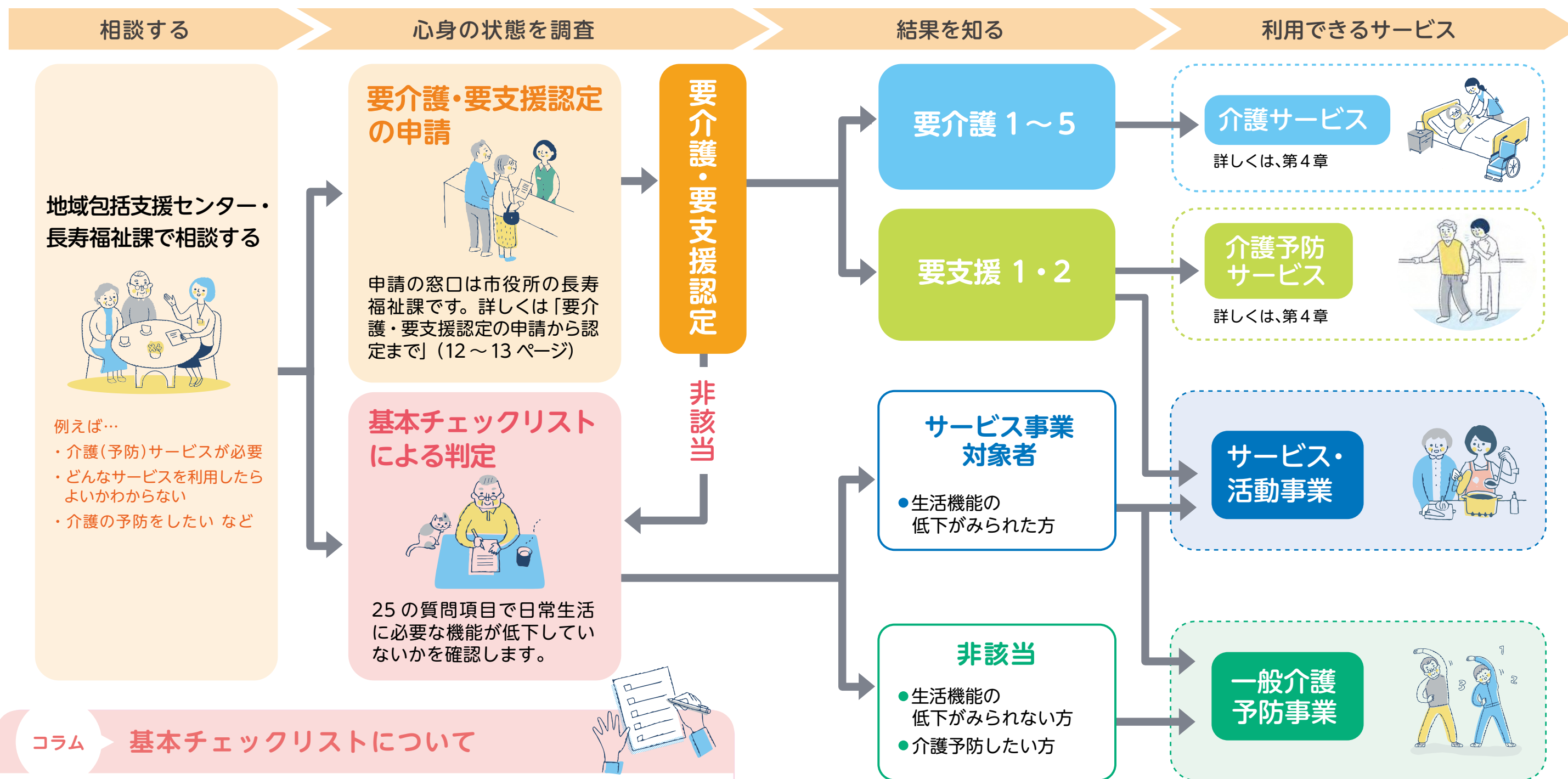
2年以上滞納

利用者負担が1割～3割負担から、3割～4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費等の支給が受けられない場合があります。

3 サービスを利用するには

介護(予防)サービスを利用するための手順

まずは、高岡市長寿福祉課や、
地域包括支援センターに相談しましょう。



コラム 基本チェックリストについて

日頃の生活や心身の状態を確認するため、25 項目の質問に「はい」か「いいえ」で答えます。このチェックリストから、運動機能や口腔機能などといった日常生活に必要な機能が低下していないか確認し、どのような介護予防に取り組めばいいかがわかります。

基本チェックリスト (例)

- ☐ 週に 1 回以上は外出していますか
- ☐ 転倒に対する不安は大きいですか
- ☐ 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- ☐ 周りの人から物忘れがあるとされますか

コラム ケアマネジャー(介護支援専門員)ってどんな人？

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護(予防)サービスの利用にあたって、右記のような重要な役割を担っています。資格は 5 年ごとに更新されます。

- 本人に適したケアプランの作成
- サービス事業所への連絡・手配
- 施設選びの相談・アドバイス
- 介護に関する家族の相談・アドバイス

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

地域包括支援センターの案内

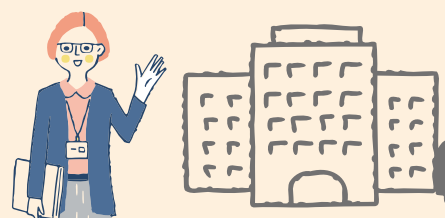
在宅支援サービス

要介護・要支援認定の申請から認定まで

介護(予防)サービスを利用するには要介護・要支援認定を受け、「介護(予防)が必要」と認定されることが必要です。

1 申請 介護(予防)サービスが必要になったら 市役所の長寿福祉課の窓口で申請をします。

- ・介護(予防)サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受けることが必要です。
- ・申請には申請書、介護保険被保険者証(2ページ参照)、主治医意見書が必要です。



Q 申請は誰でもできますか？

A 申請は、利用者本人または家族、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業所や介護保険施設等に代行してもらうこともできます。

Q 申請の費用は？

A 無料です。要介護・要支援認定に必要な費用は全額保険で負担します。

Q 現在、入院中でも申請できますか？

A 退院後に在宅で介護(予防)サービスを利用する場合や、介護保険施設等への入所を希望する場合に申請できます。病院の主治医や看護師、相談員等にご相談ください。

Q 主治医意見書とは？

A 主治医によって作成される、病気やけがなどの状態や生活機能を評価した書類です。主治医とは、介護が必要になった直接の原因である病気を治療している医師等、本人の心身の状態をより把握している医師(かかりつけ医等)のことです。

2 訪問調査

市の調査員(または市から委託を受けた事業所の調査員)が自宅等を訪問して、本人と家族から心身の状態や日頃の生活、居住環境等について聞き取り調査等を行います。

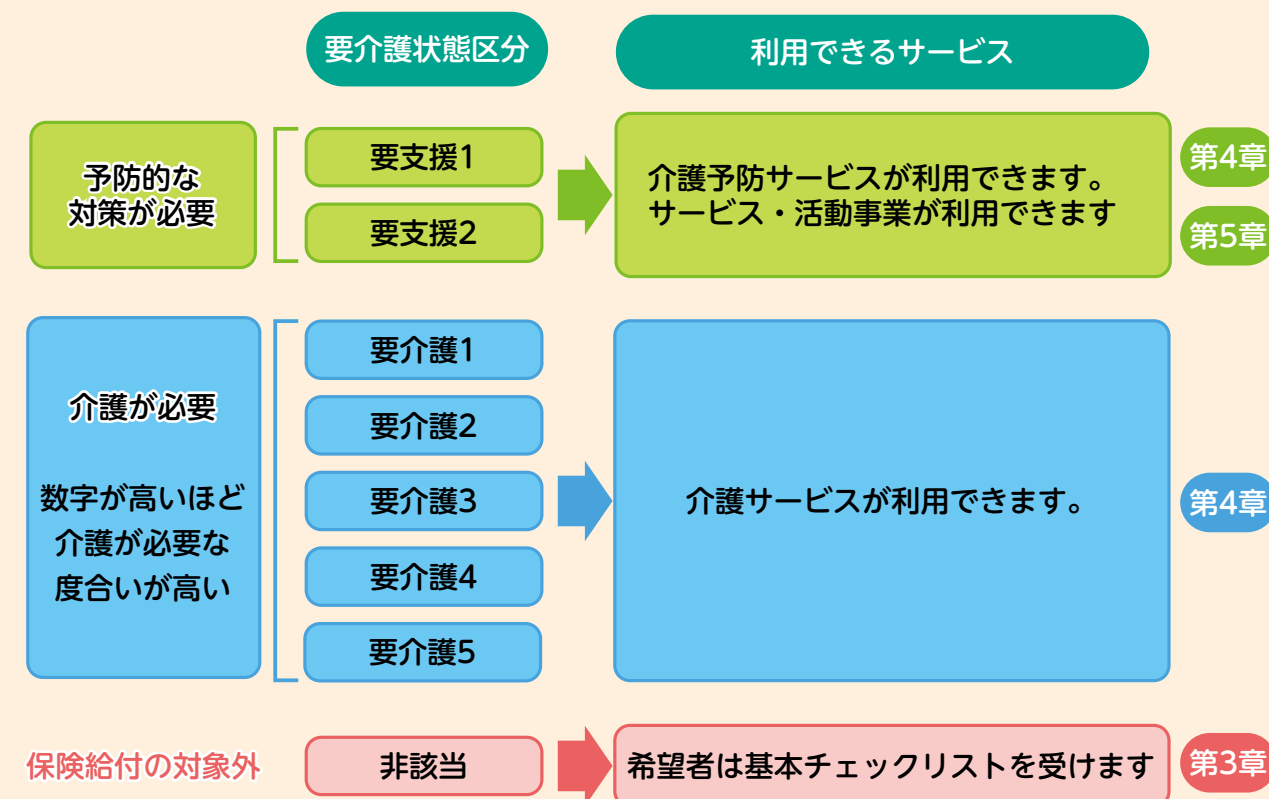
3 審査・判定 介護認定審査会が、 必要な介護の度合いを総合的に判断します。

- ・②訪問調査の結果等からコンピュータ判定(一次判定)が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定(二次判定)されます。

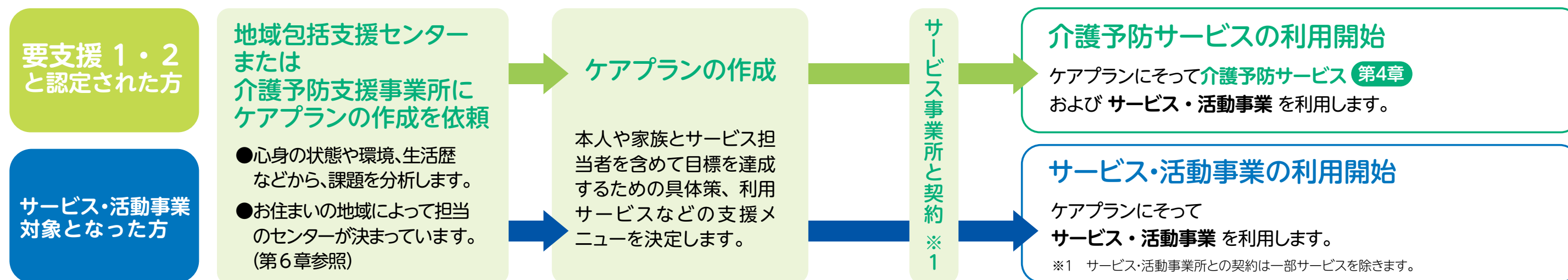
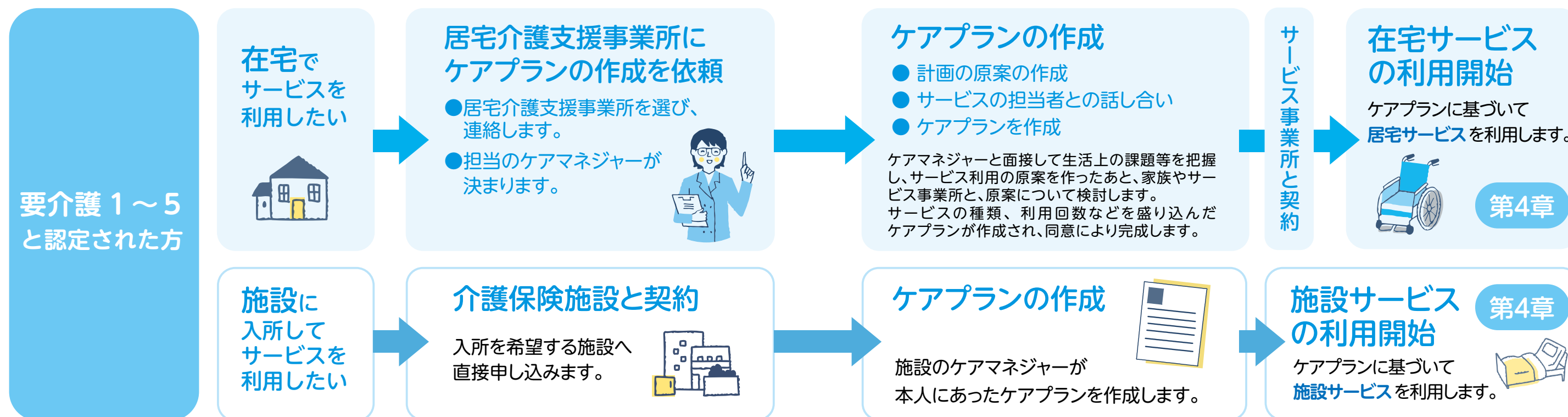


4 認定 必要な介護の度合いが認定され、その結果が記載された 結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。

- ・介護認定審査会の判定に基づき、市町村が要介護状態区分を認定します。(原則として申請から30日以内。)



ケアプラン作成からサービス利用まで



要介護・要支援認定は期間ごとに更新が必要です



要介護・要支援の認定には有効期間があります。
引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間が終了する前に更新認定の申請をする必要があります。更新認定の申請は、有効期間終了日の60日前から受付します。

Q なぜ要介護・要支援の認定には有効期間があるのですか？

A 高齢者の心身の状態は変化しやすいため、必要な介護の度合いは一定であるとは限りません。適切なサービスが提供されるよう、一定期間ごとに状態をチェックして、認定を見直す必要があるためです。

Q 要介護・要支援の認定結果に納得ができない場合は？

A 認定結果などに疑問や不服がある場合、まずは長寿福祉課介護認定審査係までご相談ください。その上で納得できない場合は、認定結果を受け取った日の翌日から3か月以内に「富山県介護保険審査会」に申立てできます。

4 介護保険で利用できるサービス

「在宅で」「通いで」「施設で」利用できるさまざまな介護サービスは、1割～3割の自己負担で利用できます。このほかに、居住費、食費、日常生活費がかかる場合があります。費用はサービスを提供する事業所などの体制などによって異なります。

第4章で
使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援1・2の方が利用できるサービス

居宅サービス＜在宅でサービス利用＞

※(カッコ)内は1割の場合の利用者負担費用です。

自宅での日常生活をサポートしてもらう

要介護 訪問介護(ホームヘルプ)

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーによる本人への身体介護や生活援助が受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

▼サービス費用のめやす

身体介護(30分以上1時間未満)(1回) 例) 食事・排せつ・入浴の介助 など	3,870円(387円)
生活援助(20分以上45分未満)(1回) 例) 掃除・洗濯・買い物・調理の支援 など	1,790円(179円)

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問などは加算あり

通院などのための乗車・降車の介助(1回)	970円(97円)
----------------------	-----------

！ サービスの対象外です

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 草むしり・花の手入れ
- 大掃除や屋根の修理などの
日常的な家事の範囲を超えるもの 等
- 来客の対応
- 洗車

共生型サービスとは？

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉サービスを一体的に提供する取り組みです。障がいのある方が65歳以上になっても、なじみの事業所でサービスを受けることができます。

※ 対象サービス……「訪問介護」「(地域密着型)通所介護」「(予防)短期入所生活介護」「(予防)小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」「(介護予防)通所リハビリテーション」

自宅で入浴の介助をしてもらう

要介護 訪問入浴介護

訪問入浴車などで訪問し、入浴の介護が受けられます。

▼サービス費用のめやす

全身入浴(1回)	12,660円(1,266円)
----------	-----------------



要支援 介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合に限定して、訪問による入浴の介護が受けられます。

▼サービス費用のめやす

全身入浴(1回)	8,560円(856円)
----------	--------------

自宅で看護を受ける

要介護 訪問看護

看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

▼サービス費用のめやす

訪問看護ステーションの場合 (30分以上1時間未満)(1回)	8,230円 (823円)	病院または診療所の場合 (30分以上1時間未満)(1回)	5,740円 (574円)
-----------------------------------	------------------	---------------------------------	------------------

定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合(1か月あたり)	29,610円(2,961円)
-----------------------------------	-----------------

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問などは加算あり

要支援 介護予防訪問看護

疾患などを抱えて外出が困難な場合に、看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

▼サービス費用のめやす

訪問看護ステーションの場合 (30分以上1時間未満)(1回)	7,940円 (794円)	病院または診療所の場合 (30分以上1時間未満)(1回)	5,530円 (553円)
-----------------------------------	------------------	---------------------------------	------------------

自宅でリハビリをする

要介護 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

1回につき

3,080円(308円)

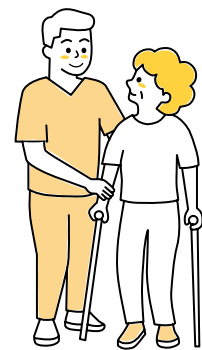
要支援 介護予防訪問リハビリテーション

在宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

1回につき

2,980円(298円)



自宅で医師などから指導・管理を受ける

要介護 居宅療養管理指導

要支援 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、医学的な管理や指導が受けられます。

▼サービス費用のめやす

医師による指導(1か月に2回まで)

5,150円(515円)

日帰りで施設に通って入浴や食事などのサービスを受ける

要介護 通所介護(デイサービス)

通所介護事業所に通って入浴や食事の介助、機能訓練などが受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

▼サービス費用のめやす

通常規模事業所利用の場合
(7時間以上8時間未満)

要介護1
}
要介護5

6,580円(658円)
}
11,480円(1,148円)

※食費、日常生活費は別途かかります。 ※費用は事業所の種類・サービスによって異なります。



使用している
マークの意味

要介護 要介護 1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援 1・2の方が利用できるサービス

日帰りで施設に通ってリハビリする

要介護 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

通常規模事業所利用の場合
(7時間以上8時間未満)

要介護1
}
要介護5

7,620円(762円)
}
13,790円(1,379円)

※個別のリハビリを行った場合は加算あり ※食費、日常生活費は別途かかります。



要支援 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられるほか、その人の目標に合わせたサービスを提供します。

▼サービス費用のめやす

1か月あたり

要支援1
}
要支援2

22,680円(2,268円)
}
42,280円(4,228円)

※食費、日常生活費は別途かかります。

特定の施設に入居している方が利用するサービス

有料老人ホームや軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などのうち、介護保険の指定を受けた施設に入居している方が受けるサービスです。
食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

要介護 特定施設入居者生活介護

▼サービス費用のめやす

1日あたり

要介護1
}
要介護5

5,420円(542円)
}
8,130円(813円)

要支援 介護予防特定施設入居者生活介護

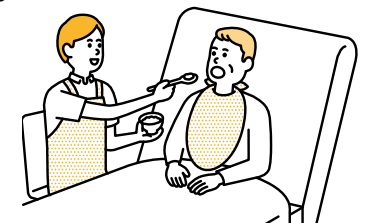
▼サービス費用のめやす

1日あたり

要支援1
}
要支援2

1,830円(183円)
}
3,130円(313円)

※食費、居住費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。



介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

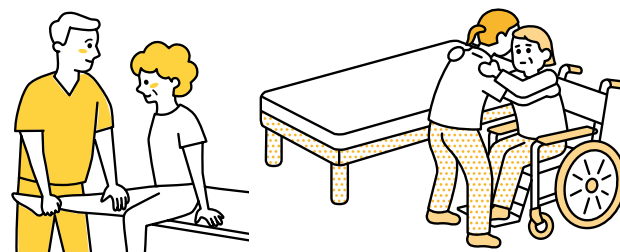
地域包括支援センターのご案内

在宅支援サービス

一時的に介護ができないとき

要介護 短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。



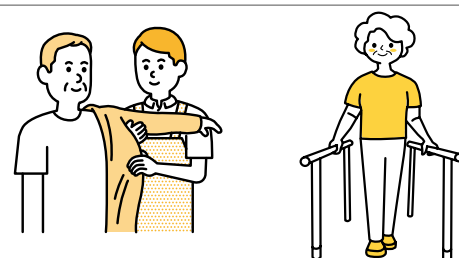
▼サービス費用のめやす

介護老人福祉施設 (併設型・多床室)生活介護 (1日あたり)	要介護1	6,030円(603円)
	要介護5	8,840円(884円)
介護老人保健施設 (基本型・多床室)療養介護 (1日あたり)	要介護1	8,300円(830円)
	要介護5	10,520円(1,052円)

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

要支援 介護予防短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。



▼サービス費用のめやす

介護老人福祉施設 (併設型・多床室)生活介護 (1日あたり)	要支援1	4,510円(451円)
	要支援2	5,610円(561円)
介護老人保健施設 (基本型・多床室)療養介護 (1日あたり)	要支援1	6,130円(613円)
	要支援2	7,740円(774円)

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援1・2の方が利用できるサービス

地域密着型サービス

要介護度が比較的高い状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活し続けることができるようにするためのサービスです。

原則として、市区町村内に所在する事業所から高岡市民の方だけがサービスを利用できます。費用は施設などの体制などによって異なります。

※(カッコ)内は1割の場合の利用者負担費用です。

要介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が綿密に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスが受けられます。

▼サービス費用のめやす

訪問看護事業所との連携型 (1か月あたり)	要介護1	54,460円(5,446円)
	要介護5	246,920円(24,692円)

要介護 地域密着型通所介護(デイサービス)

小規模なデイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などが受けられます。



▼サービス費用のめやす

小規模な通所介護(1回) (7時間以上8時間未満の場合)	要介護1	7,530円(753円)
	要介護5	13,120円(1,312円)

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。
※食費、日常生活費は別途かかります。

難病やがん末期の方などが、常時看護師による観察がある環境で、入浴・排せつ・食事の介助や日常生活上の支援などを受けられます。

▼サービス費用のめやす

療養通所介護 (1か月あたり)	要介護1～5	127,850円(12,785円)
--------------------	--------	-------------------

※食費、日常生活費は別途かかります。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

地域包括支援センターのご案内

在宅支援サービス

要介護 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

要支援 介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が、デイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などを受けられます。

▼サービス費用のめやす

1回あたり (7時間以上8時間未満の場合)	要支援1 }	8,610円(861円)
	要介護5	14,270円(1,427円)

※食費、日常生活費は別途かかります。

要介護 小規模多機能型居宅介護

要支援 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心としながら、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事の介助、調理・洗濯・掃除などの家事、健康状態の確認や機能訓練など多機能なサービスが受けられます。

▼サービス費用のめやす

1か月あたり	要支援1 }	34,500円(3,450円)
	要介護5	272,090円(27,209円)

※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

要介護 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

介護度が高く、医療ニーズの高い方に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護が受けられます。

▼サービス費用のめやす

1か月あたり	要介護1 }	124,470円(12,447円)
	要介護5	314,080円(31,408円)

※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

使用している
マークの意味

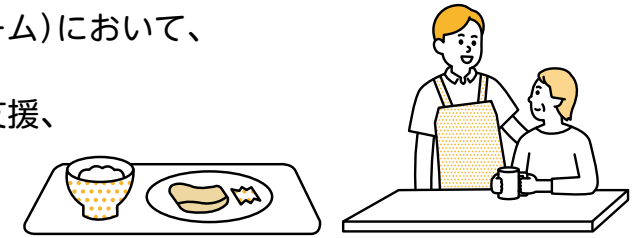
要介護 要介護 1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援 1・2の方が利用できるサービス

要介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

要支援 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が共同生活住居(グループホーム)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられます。



▼サービス費用のめやす

ユニット数 1つの場合 (1日あたり)	要支援1	利用できません
	要支援2 }	7,610円(761円)
	要介護5	8,590円(859円)

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

ユニットとは?・・・9人程度の少人数のグループのこと。入居者の尊厳を重視したケアを目指します。

要介護3～5

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)

原則として要介護3～5の方が入所できます。

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所して、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の世話などが受けられます。

▼サービス費用のめやす

ユニット型個室の場合 (1日あたり)	要介護3 }	6,820円(682円)
	要介護5	9,710円(971円)

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

要介護 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回訪問または随時の訪問により、入浴・排せつ・食事の介助や緊急時の対応などが受けられるサービスです。

要介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた定員29人以下の有料老人ホームなどに入居して、食事・排せつ・食事の介助、洗濯掃除などの家事、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられるサービスです。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

地域包括支援センターの案内

在宅支援サービス

施設サービス

施設サービスの利用者は、サービス費用の1～3割に加え、食費・居住費・日常生活費などを自己負担します。費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。入所した施設によって金額が異なる場合がありますので、詳しくは入所を希望する施設に直接問い合わせてください。

※市町村民税非課税者などは、食費・居住費が減額となる制度があります。

1 サービス費用の
1割～3割

2 食費

3 居住費

4 その他の
日常生活費



施設により異なります

費用の例：施設を1か月(30日)利用した場合 <要介護3>

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の場合

・多床室では			
利用料（1日）	732円～×30日＝21,960円	施設により 異なります	合計 92,760円～
食費（1日）	1,445円～×30日＝43,350円		
居住費（1日）	915円～×30日＝27,450円		
その他の日常生活費など			
・ユニット型個室では			
利用料（1日）	815円～×30日＝24,450円	施設により 異なります	合計 129,780円～
食費（1日）	1,445円～×30日＝43,350円		
居住費（1日）	2,066円～×30日＝61,980円		
その他の日常生活費など			

●介護老人保健施設（老健）の場合

・多床室では			
利用料（1日）	908円～×30日＝27,240円	施設により 異なります	合計 83,700円～
食費（1日）	1,445円～×30日＝43,350円		
居住費（1日）	437円～×30日＝13,110円		
その他の日常生活費など			
・ユニット型個室では			
利用料（1日）	913円～×30日＝27,390円	施設により 異なります	合計 132,720円～
食費（1日）	1,445円～×30日＝43,350円		
居住費（1日）	2,066円～×30日＝61,980円		
その他の日常生活費など			

居室（部屋タイプ）について

ユニット型個室	ユニット（10名程度）で利用できる共用のリビングなどを併設している個室
ユニット型個室的多床室	室内は、天井との隙間がある仕切りで個室のように区切られ、ユニット（10名程度）で利用できる共用のリビングなどを併設している居室
従来型個室	リビングを併設していない個室
多床室	4人部屋などの個室以外の居室（相部屋）

※（カッコ）内は1割の場合の利用者負担費用です。

要介護3～5 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則として要介護3～5の方が対象です。入所できるのは、身体上または精神上著しい障がいがあるため、常に介護が必要で、自宅では介護できない人です。入所した要介護者は、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話や健康管理を受けられます。また、少人数の家庭的な雰囲気の中で、サービスの提供を行う施設もあります。（ユニットケア）●居室（部屋タイプ）はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。※上記の表を参照

▼サービス費用のめやす

ユニット型個室 （1日あたり）	要介護3	8,150円（815円）
	要介護4	8,860円（886円）
	要介護5	9,550円（955円）
ユニット型個室的多床室 （1日あたり）	要介護3	8,150円（815円）
	要介護4	8,860円（886円）
	要介護5	9,550円（955円）
従来型個室 （1日あたり）	要介護3	7,320円（732円）
	要介護4	8,020円（802円）
	要介護5	8,710円（871円）
多床室 （1日あたり）	要介護3	7,320円（732円）
	要介護4	8,020円（802円）
	要介護5	8,710円（871円）

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

要介護 介護老人保健施設(老健)

入所できるのは、病状が安定し、在宅生活への復帰を目指したりハビリに重点をおいた介護が必要な人です。

入所した要介護者(要介護1～5に認定されている人)は、医学的な管理のもとでの看護やリハビリ、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話を受けられます。

●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。※25ページの表を参照

▼サービス費用のめやす

ユニット型個室 (1日あたり)	要介護1	8,020円(802円)
	要介護2	8,480円(848円)
	要介護3	9,130円(913円)
	要介護4	9,680円(968円)
	要介護5	10,180円(1,018円)
ユニット型個室的多床室 (1日あたり)	要介護1	8,020円(802円)
	要介護2	8,480円(848円)
	要介護3	9,130円(913円)
	要介護4	9,680円(968円)
	要介護5	10,180円(1,018円)
従来型個室 (1日あたり)	要介護1	7,170円(717円)
	要介護2	7,630円(763円)
	要介護3	8,280円(828円)
	要介護4	8,830円(883円)
	要介護5	9,320円(932円)
多床室 (1日あたり)	要介護1	7,930円(793円)
	要介護2	8,430円(843円)
	要介護3	9,080円(908円)
	要介護4	9,610円(961円)
	要介護5	10,120円(1,012円)

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

要介護 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

▼サービス費用のめやす

ユニット型個室 (1日あたり)	要介護1	8,500円(850円)
	要介護2	9,600円(960円)
	要介護3	11,990円(1,199円)
	要介護4	13,000円(1,300円)
	要介護5	13,920円(1,392円)
ユニット型個室的多床室 (1日あたり)	要介護1	8,500円(850円)
	要介護2	9,600円(960円)
	要介護3	11,990円(1,199円)
	要介護4	13,000円(1,300円)
	要介護5	13,920円(1,392円)
従来型個室 (1日あたり)	要介護1	7,210円(721円)
	要介護2	8,320円(832円)
	要介護3	10,700円(1,070円)
	要介護4	11,720円(1,172円)
	要介護5	12,630円(1,263円)
多床室 (1日あたり)	要介護1	8,330円(833円)
	要介護2	9,430円(943円)
	要介護3	11,820円(1,182円)
	要介護4	12,830円(1,283円)
	要介護5	13,750円(1,375円)

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

MEMO

使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

福祉用具をレンタルする

用具によって要介護、要支援の対象範囲が異なります。

要介護 福祉用具の貸与

日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。

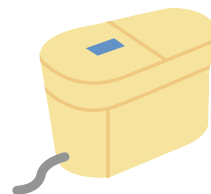
要支援 介護予防福祉用具の貸与

日常生活の自立を助ける福祉用具のうち、介護予防に役立つものを貸し出します。

車いす



★ 自動排泄処理装置



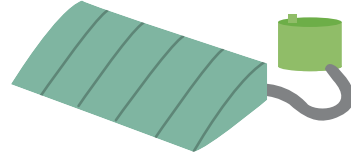
▲ 手すり (工事をともわないもの)



車いす付属品 (クッションなど)



体位変換器



床ずれ防止用具



▲ スロープ (工事をともわないもの)



▲ 歩行器

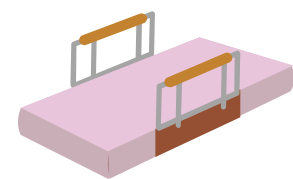


▲ 歩行補助つえ



※令和6年4月から、「固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)および多点杖」は、**貸与と購入の選択制**となりました。

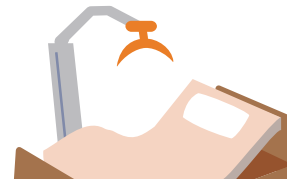
特殊寝台付属品 (マットレスなど)



特殊寝台



移動用リフト (つり具の部分を除く)



認知症老人徘徊感知機器



対象の範囲

要支援 1・2、要介護 1 の方 → ▲
要介護 2～要介護 5 の方 → ■
要介護 4・要介護 5 の方 → ★

サービス費用のめやす

実際に貸与に要した費用
(利用者負担 1 割～3 割)

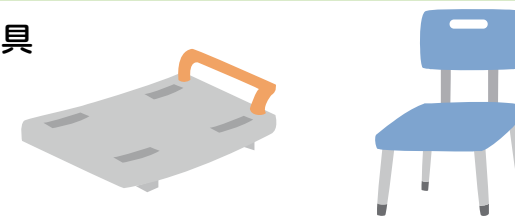
福祉用具を購入する

要介護 特定福祉用具の購入費の支給

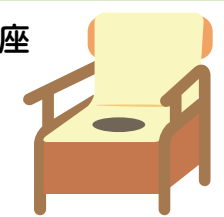
指定された事業所から福祉用具を購入した場合、福祉用具の購入費を支給します。

要支援 特定介護予防福祉用具の購入費の支給

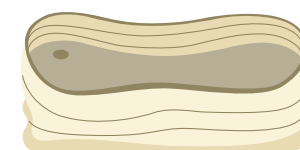
入浴補助用具



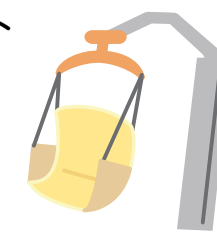
腰掛便座



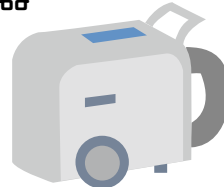
簡易浴槽



移動用リフト つり具



特殊尿器



排泄予測支援機器

膀胱内の状態をセンサーなどで感知することで尿量を測定し、排尿の機会を要介護者または介護者に通知するものです。

手続きに必要な書類

- ① 福祉用具購入費支給申請書
- ② 領収書(原本、被保険者あて)
- ③ 購入した福祉用具のパンフレットの写し等
- ④ 委任状(本人以外が支給を受けるとき)
※指定されていない事業所や販売店からの購入は支給対象外です。

サービス費用のめやす

福祉用具購入費上限額 10 万円
に対し、介護保険より
最大 9 万円～7 万円
(利用者負担 1 割～3 割)
※購入費用を一度全額負担していただき、
保険給付は後から支払われます。

住宅を改修する

●工事前に必ずケアマネジャーに相談しましょう

要介護 住宅改修費の支給

要支援 介護予防住宅改修費の支給

手すりの設置や段差解消などの小規模な住宅改修をした際、改修費用を支給します。

▼対象となる工事の例

- 廊下やトイレ、浴室などへの手すりの取付け
- スロープの設置等による段差の解消
- 引き戸などへの扉の取替え
- 滑り防止、移動円滑化のための床材の変更
- 和式から洋式への便器の取替え

サービス費用のめやす

改修工事費用上限額 20 万円に対し、
介護保険より最大 18 万円～14 万円
(利用者負担 1 割～3 割)

※住宅改修を利用するときは、複数の業者見積りを取りましょう。
※工事費用を一度全額負担していただき、保険給付は後から支払われます。
※1回の改修工事で20万円を使い切らず複数回に分けて使うこともできます。

支給を受けるためには改修前・改修後にそれぞれ申請手続きが必要です。

手続きに必要な書類(記入例)

<改修前>

- ① 住宅改修承認申請書(改修前)
- ② 住宅改修が必要な理由書
(ケアマネジャーなどが作成)
- ③ 改修費見積書(被保険者あて)
- ④ 住宅所有者の住宅改修承諾書
- ⑤ 住宅の平面図※
- ⑥ 着工前の改修箇所写真(日付入り)※
※本人の動線および工事後の状態が読み取れるもの

<改修後>

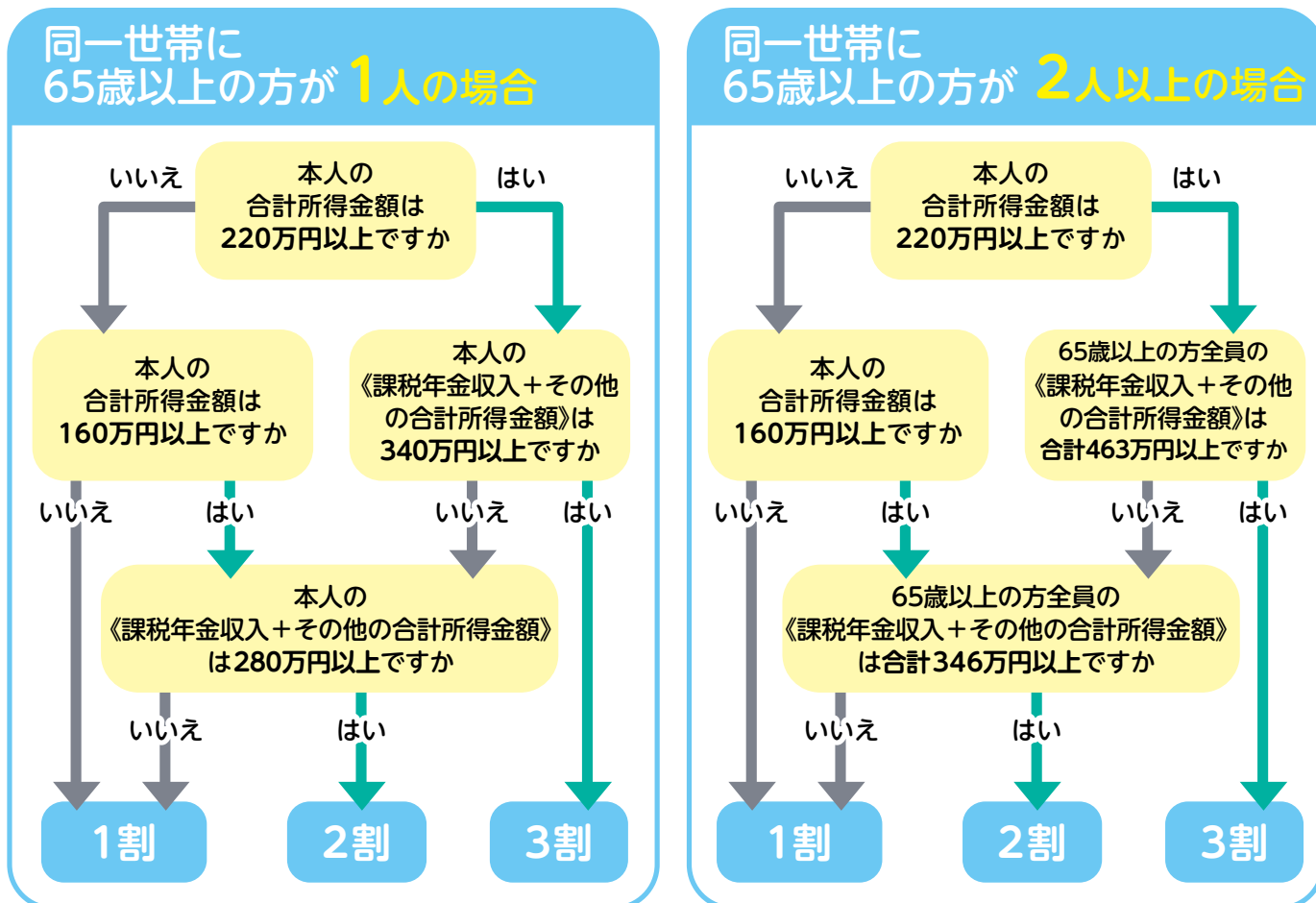
- ① 住宅改修費支給申請書(改修後)
- ② 領収書(原本、被保険者あて)
- ③ 改修費の内訳書
- ④ 改修前後の分かる
改修箇所写真(日付入り)※
- ⑤ 委任状(本人以外が支給を受けるとき)
※改修前後の状態が比較できるもの

5 利用者負担について

費用の支払い

介護(予防)サービスを利用するときは、介護保険負担割合証に記載される利用者負担割合に応じて、サービス費用の1割～3割を事業者に支払います。利用者負担割合は、サービスを利用する方の所得や世帯構成によって判定されます。

利用者負担割合判定の流れ



● 40～64歳の方、住民税非課税の方、生活保護受給者は1割負担となります。

利用者負担額の例

要介護1、利用者負担割合が1割の方が、月15万円分の介護サービスを利用した場合・・・

支給限度額 167,650円

介護サービス費用額 150,000円

介護保険より給付 135,000円
利用者負担額 15,000円

※ 利用者負担額のほかに、食費、日常生活費などは全額自己負担となります。

支給限度額

要介護度ごとに、介護保険が利用できるサービス費用の限度額が決められています。

要介護状態区分	居宅サービスの支給限度額(1か月)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※ 限度額を超えて介護サービスを利用した場合は、超えた分の費用は全額自己負担となります。

利用者負担額を軽減するために

介護保険では、所得が少ない方でも介護(予防)サービスを利用しやすくするために、さまざまな支援対策があります。

高額介護サービス費

1割～3割の利用者負担額が、一定金額(上限額)を超えたときは、超えた分が払い戻されます。上限額は所得に応じて下表のとおり設定されており、支給を受けるためには、市から送付する申請書の提出が必要です。なお、利用者負担額には施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

負担区分	利用者負担上限額(1か月)
住民税課税世帯(同一世帯の第一号被保険者の課税所得額で判定)	
課税所得 690万円(年収1,160万円)以上の方がいる場合	世帯 140,100円
課税所得 380万円(年収約770万円)以上、課税所得 690万円(年収約1,160万円)未満の方がいる場合	世帯 93,000円
課税所得 380万円(年収約770万円)未満の方がいる場合	世帯 44,400円
住民非課税世帯	世帯 24,600円
本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計金額が80万円※以下の方	個人 15,000円 世帯 24,600円
老齢福祉年金の受給者の方	世帯 15,000円
生活保護の受給者の方	世帯 15,000円

※令和7年8月から80.9万円に変更。

高額医療・高額介護合算制度

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

区分	限度額
基準総所得額 901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得額 690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(住民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(住民税非課税世帯の方)	31万円
世帯全員の所得が0円の方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円※

※世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

特定入所者介護(予防)サービス費(介護保険負担限度額認定)

低所得者の方の介護保険施設サービス、短期入所サービスを利用するときの居住費(滞在費)、食費の利用者負担額を軽減します。所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から支払われます。

お手続き

高岡市長寿福祉課の窓口で申請が必要です。
対象になる方に「**介護保険負担限度額認定証**」を発行しますので、施設等へ提示してください。なお、有効期間は申請された月から最長2年間です。

基準費用額 (1日あたり)

施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額
(施設が定める居住費および食費が基準額を下回る場合、施設の定める額と自己負担額の差額が支給されます。)

居住費				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	1,445円
2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	437円(915円)	

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合です。

負担限度額 (1日あたり)

対象となる方は以下の条件を満たす方です。
●本人、本人と同じ世帯の方全員および配偶者が住民税非課税である
●預貯金等の資産状況が、表に示される金額以下である

利用者負担段階		預貯金等の資産の状況※1	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額※3
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※2	多床室	
第1段階	生活保護の受給者	要件なし					
	老齢福祉年金の受給者	単身：1,000万円 夫婦：2,000万円	880円	550円	550円(380円)	0円	300円
第2段階	本人の合計所得金額＋年金収入額が80万円※4以下の方	単身：650万円 夫婦：1,650万円	880円	550円	550円(480円)	430円	390円【600円】
第3段階①	本人の合計所得金額＋年金収入額が80万円※4超120万円以下の方	単身：550万円 夫婦：1,550万円	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円【1,000円】
第3段階②	本人の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	単身：500万円 夫婦：1,500万円	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円【1,300円】

●虚偽の申告により、不正に支給を受けた場合には支給された額および最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

※1 第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、単身：1,000万円、夫婦：2,000万円

※2 介護老人福祉施設を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額です。

※3 短期入所生活介護を利用した場合の食費の負担限度額は【 】内の金額です。

※4 令和7年8月から80.9万円に変更。

ポイント

預貯金等に含まれるものとは？

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金(普通・定期)、タンス預金(現金)	通帳の写し等(タンス預金の場合は自己申告)
有価証券(株式・国債・地方債・社債等)	証券会社や銀行の口座残高の写し等
金・銀(積立購入含む)等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し等
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し等
負債(住宅ローン等)	借用証書等

預貯金等に含まれないもの

生命保険、自動車、腕時計・宝石等の時価評価額の把握が困難な貴金属、絵画・骨董品、家財等は預貯金等に含まれません。

MEMO

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

地域包括支援センターの案内

在宅支援サービス

6 地域包括支援センターの

介護のこと、健康のこと、認知症やお金の管理に関することなど、地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるよう様々な支援を行います。

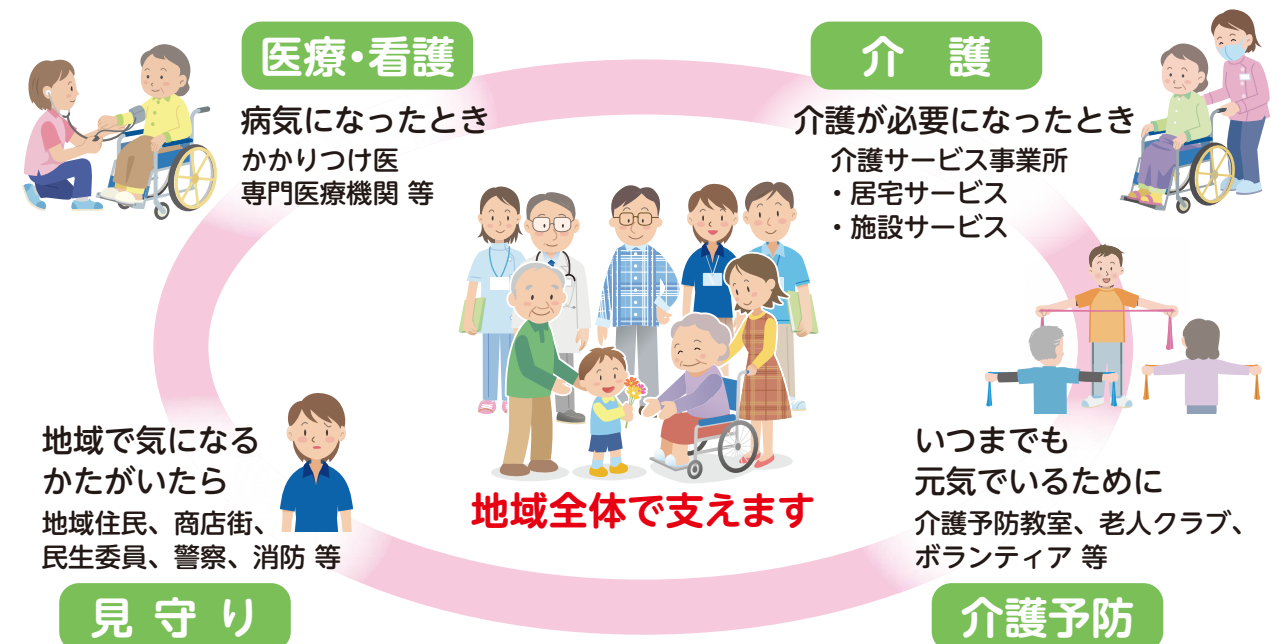
名称	担当日常生活圏域	所在地	問い合わせ先
伏木・太田 地域包括支援センター	伏木(伏木・古府) ・太田	伏木国分1-10-10 (ふしき苑内)	TEL 0766-44-7885 FAX 0766-44-7790
守山・二上・能町 地域包括支援センター	守山・二上・能町	二上町1004 (二上万葉苑内)	TEL 0766-25-0809 FAX 0766-29-0111
牧野 地域包括支援センター	牧野	中曽根2343 グリーンモール中曽根B棟	TEL 0766-53-5110 FAX 0766-53-5114
横田・西条・成美 地域包括支援センター	横田・西条・成美	美幸町1-1-53 (やすらぎ内)	TEL 0766-27-7363 FAX 0766-28-2628
野村 地域包括支援センター	野村	野村921-1 (のむら藤園苑内)	TEL 0766-20-8920 FAX 0766-20-8911
高陵・下関 地域包括支援センター	高陵(平米・定塚) ・下関	京田490 (おおぞら内)	TEL 0766-26-7062 FAX 0766-26-7028
博労・川原 地域包括支援センター	博労・川原	清水町1-7-30 (高岡市社協会館内)	TEL 0766-28-7717 FAX 0766-28-2144
木津・福田・佐野・二塚 地域包括支援センター	木津・福田・佐野 ・二塚	蔵野町3 (鳳鳴苑内)	TEL 0766-31-0700 FAX 0766-31-4848
国吉・五位 地域包括支援センター	国吉・五位(小勢 ・立野・東五位・石堤)	柴野内島2-1 (高岡市東五位 地域交流センター内)	TEL 0766-50-9251 FAX 0766-50-9253
戸出・中田 地域包括支援センター	戸出・中田	醍醐1257 (だいが苑内)	TEL 0766-62-1777 FAX 0766-62-0180
福岡 地域包括支援センター	福岡	福岡町大滝22 (福岡健康福祉センター内)	TEL 0766-64-1186 FAX 0766-64-1187



お住まいの地域を担当する地域包括支援センターにお気軽にご相談ください！

ご案内

ご相談やご要望に応じて、必要な支援につなげます



高齢者以外のかたの相談も受け付けています。

① 総合相談
健康や生活上の心配や困りごとがあれば、なんでもご相談ください！
② 権利擁護
いつまでも自分らしく生きるために、権利と尊厳を守ります。 (虐待の防止・早期発見・財産管理の支援 等)
③ 介護予防
自立した生活が送れるよう支援します！
④ ケアマネジャーへの支援や地域のネットワークづくり
暮らしやすい地域づくりを支援します。
⑤ 在宅医療・介護の連携
在宅医療と介護が一体的に提供できるように支援します。
⑥ 認知症になっても 安心して暮らせる まちづくり
認知症の方とその家族を支援します。
⑦ 地域ケア会議の開催による在宅支援
多職種や地域の関係者等により地域ケア会議を開催し、高齢者の自立支援を促すとともに、 地域の支援ネットワークをつくります。



高岡市 地域包括支援センターのご案内ページ

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

地域包括支援センターのご案内

在宅支援サービス

7 在宅支援サービス

※各事業、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所でも代行申請を行っています。

ミドルステイ事業	
寝たきりや認知症などの高齢者を介護している方が病気や出張などにより介護ができないとき、特別養護老人ホーム等に一時的に入所できます。(最長3か月)	
対象者	要支援または要介護と認定された方や、65歳以上のひとり暮らし高齢者
利用料	介護保険施設 1日 2,250 円 養護老人ホーム 1日 1,730 円
問い合わせ先	0766-20-1165 長寿福祉課地域包括ケア推進係

「食」の自立支援サービス	
栄養バランスの取れた昼食または夕食の配達・安否確認を行います。	
対象者	栄養改善が必要な65歳以上でひとり暮らしの在宅高齢者または在宅高齢者のみの世帯に属する方で、「サービス・活動事業対象者」または「要支援または要介護と認定された方」で、安否確認が必要な方
弁当代	1食 400 円(塩分カロリー調整食のみ1食 500 円)
問い合わせ先	0766-20-1165 長寿福祉課地域包括ケア推進係

認知症の方に関する支援事業	
①高岡市認知症 SOS 緊急ダイヤルシステム 家族等が認知症 SOS 緊急ダイヤルに通報すると、事前に登録された協力団体等に認知症の方の情報と検索協力依頼メールが配信され、発見・保護につながります。	
対象者	外出して行方不明となる可能性がある市内に住所を有する在宅の認知症の方
利用料	無料
②高岡おでかけあんしんシール交付事業 行方不明となった方の衣服などに貼付された二次元コードのシールを発見者が読み取ると、発見者のご家族がインターネット上の伝言板で連絡を取り合うことができます。	
対象者	市内に住所を有する在宅の認知症の方のうち、「高岡市認知症 SOS 緊急ダイヤルシステム」に登録している方または市内に住所を有する在宅の障がい者
利用料	初回のシール交付分のみ無料(シールの追加は有料となります。)
③たかおか認知症個人賠償責任保険 認知症の方が日常生活における偶発的な事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償を受けられる保険です。	
対象者	市内に住所を有する在宅の認知症の方のうち、「高岡市認知症 SOS 緊急ダイヤルシステム」に登録している方
利用料	無料
問い合わせ先	0766-20-1165 長寿福祉課地域包括ケア推進係

福祉車両タクシーの助成	
在宅で常時車椅子を利用している方や寝たきり状態の方の外出支援のため、福祉車両タクシーの利用料金の一部を助成します。	
対象者	要介護1以上で ・歩行ができず、在宅で日常的に車椅子を利用している方(介助がなければ、車椅子に移乗できない方に限ります。) ・寝たきりの状態の方 ※自動車税または軽自動車税の減免を受けている方や障害者の福祉車両タクシー助成を受けている方には交付されません。
助成内容	福祉車両タクシー利用券(1枚 500 円)を1か月あたり4枚交付(申請月の翌月分から交付)
問い合わせ先	0766-20-1165 長寿福祉課地域包括ケア推進係

双方向見守り・避難情報等配信サービス(マゴコロボタン)	
スマートフォンを持っていない方や使わない方でも簡単にご家族等とコミュニケーションができる「マゴコロボタン」を貸与します。また、防災情報・避難情報の配信も行います。	
対象者	(1)65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方 (2)避難行動要支援者名簿に記載されている者のみの世帯に属する方 (3)家族と同居しているが、日中高齢者だけで生活しておられる方 等
利用料	月額 200 円
問い合わせ先	0766-20-1372 長寿福祉課事業支援・計画係

緊急通報装置の貸与	
65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者等に、急病などの緊急時に通報を行うことができる緊急通報装置(標準装置)を貸与します。通報するとコールセンターへつながり、救急車の要請や、安否確認を行うことができます。なお、コールセンターでは、看護師等の専門的な知識をもつオペレーターが、緊急通報、生活・健康相談に365日・24時間体制で対応します。 また、オプションとして、一日の活動量が少ない場合に自動でコールセンターに通報する人感センサーや火災警報器(オプション装置)の貸与のほか、緊急時に駆けつけ、安否確認を行う「駆け付けサービス」が利用可能です。	
対象者	(1)65歳以上の一人暮らしの方 (2)65歳以上の寝たきりの方またはこれに準ずる者のみの世帯者 (3)避難行動要支援者名簿に記載されている者のみの世帯に属する方 (4)高齢者以外の家族と同居する世帯であるが日中8時間以上高齢者のみで生活している方
利用料	月額 標準装置 200 円 標準装置+オプション装置 300 円 標準装置+駆け付けサービス 600 円 標準装置+オプション装置+駆け付けサービス 700 円
問い合わせ先	0766-20-1372 長寿福祉課事業支援・計画係

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

地域包括支援センターのご案内

在宅支援サービス

軽度生活援助サービス	
日常生活に援助が必要な在宅高齢者の軽作業のお手伝いをします。	
対象者	65 歳以上のひとり暮らしの方および 65 歳以上の高齢者のみの住民税非課税世帯で、サービス・活動事業対象者・要支援認定者・要介護認定者の方
サービス内容	①草むしり ②除雪（屋根雪以外）
利用料	①草むしり 200 円 4 回 / 年（4 月～ 10 月） ②除雪（屋根雪以外） 400 円 3 回 / 年（12 月～ 3 月） ※ 1 回 2 時間未満 ※生活保護世帯は無料
問い合わせ先	0766-20-1372 長寿福祉課事業支援・計画係

紙おむつ等の助成	
65 歳以上の在宅高齢者で紙おむつ等が必要な方に引換券を発行し、支払額を助成します。	
対象者	65 歳以上の在宅高齢者で、要介護 1 以上かつ住民税非課税世帯の方
サービス内容	要介護 1 ～ 3 の方：4,000 円分引換券 要介護 4 ・ 5 の方：5,000 円分引換券 ※申請月に応じて最大 12 枚交付。 ※引換券を利用する際、1 枚につき 400 円（4,000 円券）または 500 円（5,000 円券）の自己負担分を会計時に支払う必要があります。
問い合わせ先	0766-20-1372 長寿福祉課事業支援・計画係

住宅改善資金の助成	
65 歳以上の高齢者または同居する家族が、住居を改善するために必要な経費の一部を予算の範囲内で助成します。 ※要支援以上の方は介護保険による住宅改修費が優先されます。 ※改善前の申請に限ります。	
助成要件	所得税非課税世帯
対象者・助成額	①要支援・要介護認定者…対象経費の 2/3 で 60 万円以内（介護サービスの住宅改修費の支給を受けた場合は、対象経費から住宅改修費（自己負担額を含む）の額を除く） ②サービス・活動事業対象者…対象経費の 2/3 で 30 万円以内 ③①・②以外の方…対象経費の 2/3 で 30 万円以内 ※手すりの設置および段差解消に限る
問い合わせ先	0766-20-1372 長寿福祉課事業支援・計画係

障害者控除対象者の認定	
障害者手帳を持っていない方でも、身体障害者等に準ずる状態と認められた方に対して、所得税や市・県民税の（特別）障害者控除が受けられます。	
対象者	65 歳以上の要介護認定（要介護 1 以上）を受けている方で、市の認定基準を満たす方
問い合わせ先	0766-20-1372 長寿福祉課事業支援・計画係

在宅寝たきり高齢者等の介護者への介護年金等の支給	
65 歳以上の寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している方等に、介護年金等を支給します。	
対象者	・要介護 4 以上かつ障害高齢者自立度が B2 以上の方で、寝たきり老人として市の認定を受けた方を在宅で介護している方、または寝たきり老人本人 ・要介護 3 以上かつ認知症高齢者自立度がⅢa 以上の方で、認知症高齢者として市の認定を受けた方を在宅で介護している方
支給金額	年 30,000 円（9 月末、3 月末に 15,000 円ずつ支給）
問い合わせ先	0766-20-1372 長寿福祉課事業支援・計画係

除雪支援	
屋根の雪下ろしにかかった費用の一部を雪下ろし終了後に助成します。	
対象者	65 歳以上の高齢者のみ（障害者）等の世帯で、住民税非課税世帯の方
利用回数	1 冬期間 2 回まで
問い合わせ先	0766-20-1372 長寿福祉課事業支援・計画係

福祉電話	
在宅のひとり暮らし高齢者の方や高齢者のみの世帯で、近隣に親族が居住していない方に、電話機を貸与します。	
対象者	65 歳以上で、所得税非課税世帯の方
利用料	通話料のみ本人負担（基本料金と設置費は市が負担）
問い合わせ先	0766-20-1372 長寿福祉課事業支援・計画係

ひとり暮らし高齢者のごみ個別収集事業	
ひとり暮らしの高齢者で要介護認定を受け、集積場にごみを出すことができない方を対象に、燃やせるごみの個別収集を行います。なお、対象となる方が近隣とのつながりを築いている場合（地域総合福祉推進事業の協力体制）は、その事業を優先します。	
対象者	・ひとり暮らし高齢者（65 歳以上）で要介護認定を受けている方 ・ひとり暮らし高齢者（65 歳以上）であって、要介護認定者でないが、けが等で一時的に搬出が困難な方、または要介護申請者
利用料	無料
問い合わせ先	0766-22-2144 環境政策課業務係

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

地域包括支援センターのご案内

在宅支援サービス

● 相 談 窓 口 ●

高岡市役所 2 階 長寿福祉課

介護保険料・介護給付の申請に関すること

●介護資格・給付係 11 番窓口 TEL 0766-20-1375

.....

要介護認定に関すること

●介護認定審査係 12 番窓口 TEL 0766-20-1365

.....

介護予防に関すること

●地域包括ケア推進係 13 番窓口 TEL 0766-20-1165

.....

在宅福祉サービスに関すること

●事業支援・計画係 14 番窓口 TEL 0766-20-1372

MEMO

MEMO

相続についての 全般のご相談は 私たちにお任せください



何をいつまでにすればいい？

相続税はどう調べるの？

「争族」がとても心配…

遺言書はどうすればいい？



突然訪れる様々なお悩みに
お客様の立場になって、全力でご対応いたします

50年
以上の
実績

他士業
との
スムーズな
連携

ワン
ストップ
サービス

／ お気軽にお電話ください ／

崎山税理士事務所

〒933-0806 富山県高岡市赤祖父 679 番地
<https://sakiyama-tax.com/>

☎ 0766-24-1572

受付時間：9:00～18:00 定休日：日曜・祝日

ホームページは
こちらから



税理士 崎山 強

終身サポート事業 おひとり様を支える「終活サポート」 「安心ライフの会」



高齢者、障がい者、認知症の
方々のために

私たちがご家族になりかわって
支援いたします！



終活サポート会員に提供する支援内容

～高齢・障がい者の生活支援～

- ・ 病院への通院同行
- ・ 銀行、役所の窓口への同行支援
- ・ 生活用品の購入・お届け・同行支援
- ・ 銀行口座の入出金、支払い、行政手続きなどの代行支援

～居住支援～

- ・ アパート・公営住宅・高齢者施設など、入居先紹介
- ・ 見学同行から、家賃債務保証・緊急連絡先の提供など入居手続き支援

～身元保証支援～

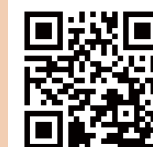
- ・ 病院、施設等への緊急連絡先及び身元保証の提供
- ・ 365日24時間体制の緊急対応
- ・ 医療行為同意、入院手続き等の身上保護支援
- ・ ご逝去の際のご遺体安置、火葬手配、納骨などの葬送支援
- ・ ご遺族に代わっての死後事務支援

居宅介護支援事業所・高齢者施設・行政窓口の担当の方や高齢者を抱える御親族
高齢者本人様など、住まいや身元保証でお悩みの方はお気軽にご相談下さい。

「安心ライフの会」会員制度への
お問い合わせはコチラ

☎ 0120-968-744

居住支援法人
一般社団法人 福祉の泉
〒933-0073 富山県高岡市荻布231-2
TEL0766-30-3722





富山 石川 で

安心のお葬儀実績

オークスの
火葬式なら

20

万円～

オークスオリジナル
エンディングノート
プレゼント

「介護保険の冊子もみた」
とお電話でお伝えください

5 オークスのお葬儀
つの安心

1 地域密着で50年以上

富山・石川で
安心の実績

2 いつでも安心のサポート

24時間/365日
お電話ください

3 富山・石川に29ホール

高岡に安心の
4ホール

4 火葬式・家族葬・一般葬・社葬

あらゆる形式・宗派に対応
菩提寺がない方に寺院の紹介もしています

5 一級葬祭ディレクター180名以上

安心のきめ細やかな
サービス



オークス
セレモニーホール 高岡

高岡市下黒田 1678

火葬式

家族葬

一般葬

社葬



オークス
セレモニーホール 北部

高岡市向野町1168-3

火葬式

家族葬

一般葬



オークス
セレモニーホール 野村

高岡市野村1659-1

家族葬



オークス
セレモニーホール 新港

高岡市姫野267-1

火葬式

家族葬

一般葬

お問い合わせ

オークス
セレモニーセンター高岡

富山県高岡市熊野町14-2

0120-05-1194



24時間

365日

対応可能な
形式

家族信託

民事信託

ペット信託

介護資金信託

生前対策・おひとり様サポート

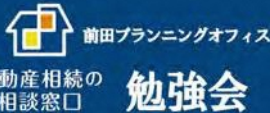
安心空き家信託

相続・空き家・家族信託を 応援します！

01 不動産(実家)、空き土地を
どうしますか？

不動産相続の相談窓口

“相続問題は不動産の問題”。相続税がぎりぎりかかるかからないかという方の財産の内、約70%が不動産と言われています。しかも、「不動産は分けられない財産」「不動産はすぐに



前田プランニングオフィス
不動産相続の
相談窓口



は換金できない財産」です。認知症になってしまうと、売ることも貸すこともできなくなってしまいます。不動産相続の相談は不動産と相続の専門家にお任せください。

02 空き家管理、空き家予防対策を
されませんか？

空き家対策ネットとやま

空き家の管理また空き家予防をします。あなたの資産を下落させないために。空き家管理はあなたとあなたの家に対する「顧問契約」です。減築・リフォーム・空き家利活用・販売・片付け・解体もご提案します。もちろん空き家の無料査定、仲介、買い取りも致します。※空き家・認知症対策のための「安心空き家信託」をオススメします。

03 認知症対策には「家族信託」が
有効です。

相続・家族信託・空き家専門の
「前田敏・行政書士事務所」

判断能力があるうちに財産所有者が、自分の希望する人に財産管理や処分を託せる制度を家族信託といいます。年齢が上がるにつれ、認知症リスクも高まります。※認知症になると判断能力が無くなり、「資産が凍結」されます。

04 生前対策・おひとり様サポート

「事務委任契約」「任意後見契約」「遺言書作成」
「身元保証契約」「遺言尊厳死宣言」「死後事務委任」

自分の気持ちを家族に知らせ争族にならないために遺言書は不可欠です。遺言書があれば相続後の不動産登記、銀行預金の解約も楽にできることをご存知ですか？うちはもめないから、財産がないから遺言書は必要ない？多くの方がそう言われますが…※遺言書制作のサポートをします。



不動産相続の
相談窓口



シニアライフの
相談窓口



民事
信託

相続・終活・くらしデザイン

終活に関する悩み事はなんでもご相談ください！

思い立ったら 0766-25-5500
まずは電話！

家族信託(民事信託)の無料相談と組成をします。
空き家・空き土地無料査定・買い取り・仲介・
空き家管理、引き受けます！

くらしをデザインします
前田プランニングオフィス

〒933-0856 富山県高岡市鐘紡町5番2号
営業時間：9:00～21:00 定休日：水曜日
URL: <https://www.maedaplan.jp>
 宅地建物取引業：富山県知事免許(3)第2806号、行政書士：第15241784

相続と不動産の専門家が、
トータルサポートします。
お気軽にご相談を。




FMとなみ「相続 終活 くらしデザイン」放送中！

